

## (別紙2)

### 再発防止策について

平成27年11月27日

西日本高速道路株式会社

NEXCO西日本（大阪市北区、代表取締役社長：石塚由成）は、当社元社員が当社事務所発注に係る契約手続きに関して高速道路株式会社法違反（収賄）容疑で逮捕及び起訴された2つの事案について、今般、「社員の契約手続きに係る不正事案再発防止検討委員会（以下、「再発防止検討委員会」という。）」から事実関係の調査結果及び再発防止策のあり方を内容とする報告を受け、これを踏まえて、下記のとおり、再発防止策をとりまとめました。

当社といたしましては、お客さまをはじめ関係の皆様の信頼を一日も早く回復できるよう、全社をあげて本再発防止策に取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 経営トップのコミットメント

経営トップから全社員へ向けた緊急メッセージを発出して本事案の事実関係、原因を説明し、全社を挙げて本再発防止策に取り組む趣旨を徹底する。

緊急事務所長会議を開催し、経営幹部から直接、事務所長に対してコンプライアンス推進において事務所長に期待される役割を徹底するほか、経営幹部が全事務所へ赴いて職場討議に参加する全事務所キャラバンを実施する。

#### 2. コンプライアンスの推進

##### (1) コンプライアンス推進体制の整備

###### ①コンプライアンス推進本部の設置（本社/支社/事務所）

本社に本社コンプライアンス推進本部（本部長 社長）、支社に支社コンプライアンス推進本部（本部長 支社長）、事務所に事務所コンプライアンス推進本部（本部長 事務所長）を設置し、全社を挙げたコンプライアンス推進体制を整備する。

###### ②コンプライアンス推進責任者の設置

コンプライアンス推進本部が策定するコンプライアンス推進計画（後述）を実施し、各所属組織でのコンプライアンス違反や社員からの相談などに対応するコンプ

ライアンス推進責任者を本社（本社総務部長）、支社（副支社長）及び事務所（副所長）に設置する。

③本再発防止策を含むコンプライアンス推進計画の策定

本社コンプライアンス推進本部、支社コンプライアンス推進本部及び事務所コンプライアンス推進本部において、毎年度、本再発防止策を含むコンプライアンス全般の推進のための取組みをとりまとめたコンプライアンス推進計画を策定する。

④各推進本部によるモニタリング

各コンプライアンス推進本部はコンプライアンス推進計画の実施状況及び実効性を自ら毎年度、定期的に検証した上で、支社コンプライアンス推進本部、事務所コンプライアンス推進本部は、それぞれ本社コンプライアンス推進本部、支社コンプライアンス推進本部へその結果を報告する。

⑤再発防止検討委員会による評価審議

本社コンプライアンス推進本部は全社のモニタリング結果をとりまとめた上で、本再発防止策部分について再発防止検討委員会に報告し、再発防止検討委員会の評価審議を受ける。

⑥コンプライアンス委員会による評価審議

本社コンプライアンス推進本部は全社のモニタリング結果をとりまとめた上で、上記⑤の本再発防止策部分に係る再発防止検討委員会での評価審議結果と当社としての対応方針をあわせて、西日本高速道路株式会社コンプライアンス委員会に報告し、コンプライアンス委員会の評価審議を受ける。

(2) 社員教育の徹底等

①教育・研修の充実

ア 教育・研修の基本的な方向性

a コンプライアンス違反に対するペナルティ意識を高める

不正行為によりもたらされる影響（法令上の罰則・懲戒処分・社会的制裁など）について認識し、社員一人ひとりの心に直接訴えかける現実感のある問題としてコンプライアンス意識を浸透させる。

b 自分自身の問題として捉えることができる手法

一方的な資料の解説でなく、参加者全員が主役となって、自らの頭で考え答を見つける職場討議の方式を活用する。

c 参加状況を個人別に把握（参加動機付け、補講実施）

教育・研修プログラムの参加状況を個人別に記録し、参加意識を向上させる。  
未受講者には、推進責任者によるフォローを行う。

d 推進責任者の教育訓練

推進責任者として必要なスキル・知識を養成するための教育訓練を実施する。

イ 経営幹部、コンプライアンス担当者向けコンプライアンス講演会（外部講師）

コンプライアンスやリスク管理について必要な教養を身につけるため、外部講師による講演会を実施する。

ウ 社員向け研修

a 新入社員研修、役職新任者研修等の階層別研修等においてコンプライアンス教育を拡充

新入社員、中堅担当者、役職新任者（事務所課長、支社課長等）に対する階層別研修において、コンプライアンスに係る研修を拡充するとともに、コンプライアンス担当部署に対し、今回事案の発生を踏まえた再発防止策等に関する教育指導を実施する。

b コンプライアンスに特化したコンプライアンス研修を実施

各職場においてコンプライアンス活動の推進を担う推進責任者として必要なスキル・知識を養成するための教育訓練を実施する。

エ 各所属毎に定期的にコンプライアンスに関する職場討議を実施

推進責任者の主導により、各職場で職場討議を年4回実施する。不参加が出ないよう参加状況は必ず個人毎に把握する。

②意識啓発の取り組み

ア 企業倫理月間（10月）

毎年10月の「NEXCO西日本グループ企業倫理月間」にコンプライアンス強化のための取組みを集中的に実施する。

イ コンプライアンスアンケート

行動憲章の既読率や通報相談窓口の認知度などコンプライアンス施策を進めるにあたっての基礎データとしてNEXCOグループ社員の意識調査を実施する。

ウ エシックスシート（Ethics倫理）

過去の自己の日々の行動を振り返り、各自がコンプライアンスについて考える契機とするためのセルフチェック（自己点検）シートをNEXCOグループ全体で実施する。

(3) コンプライアンス通報相談窓口の一層の周知

①社員向け周知の工夫

教育・研修プログラム、メールマガジン等での紹介、コンプライアンスカードの

配布、社内イントラ上での表記方法の改善等を通じてコンプライアンス通報相談窓口のより一層の周知を図る。また、通報相談の受付状況を社内周知して相談しやすい雰囲気作りを行い、不祥事の未然防止・早期発見を図る。

#### ②取引先への一層の周知

当社ホームページ等で、取引先からの通報相談についても受け付ける旨を明記することにより、取引先業者からの情報提供の促進を図る。

#### (4) 適切な人材活用・人事評価の徹底

①コンプライアンス推進に関し期待される役割、能力を人材配置・登用に適切に反映  
コンプライアンス推進が特に求められる管理監督者等については、期待される役割、能力を有する人材を登用することを基本とし、人材配置においては、コンプライアンス推進上必要となる法令等知識・マネジメントの教育を実施する。

#### ②人事評価においてコンプライアンス行動を適切に評価

人事評価制度において、目的（企業理念の実現）に向けて正しく仕事を進めること（成果・プロセス・考え方）を適切に評価する。

#### 3. 発注者綱紀保持の徹底

##### (1) 発注者綱紀保持規程（仮称）の制定

入札契約手続きに係る情報管理の徹底や事業者との接触ルールを定めた既往の要領等を、契約担当社員の責務、研修・講習等の内容を盛り込んで再編・明確化し、「発注者綱紀保持規程（仮称）」として取締役会決定して社内で徹底する。

##### (2) 業者等との応接ルールの徹底

全社員に正確な理解を促しその意識を継続させるため、定期的に周知を繰り返すことに加えて、アンケート実施によるセルフチェックを実施し認識状況を確認する。

#### 4. 少額契約手続きの改善

##### (1) 施行伺・発注伺決裁の形骸化を正すための緊急的な措置

当社事務所では、少額契約に係る発注業務内容を事前に審査する施行伺決裁、発注契約手続きを事前に審査する発注伺決裁において内規違反が行われ、不正の発生を未然に防止できなかったという猛省を踏まえ、本再発防止策のパッケージ全体が全社で定着し着実に実行されていること（以下「少額契約不正防止体制の確立」という。）が確認できるまでの間の緊急的な措置として、以下の①及び②に取り組む。

① 施行同事前審査徹底のため技術審査会・業務審査会を活用（当面の間の緊急措置）  
少額契約不正防止体制の確立までの緊急的な措置として、少額契約以外の入札対象工事等を対象として設置している事務所等の技術審査会・業務審査会において、少額契約についても発注業務の必要性、内容、発注単位、概算金額の算定方法などを複数名で審査することとする。

②発注同事前審査徹底のため資格審査委員会を活用（当面の間の緊急措置）  
少額契約不正防止体制の確立までの緊急的な措置として、少額契約以外の入札対象工事等を対象として設置している事務所等の資格審査委員会において、少額契約についても契約方式選定、見積徴取業者選定などを複数名で審査することとする。

## （2）契約発注手続きのルールの特化と徹底

①「少額契約の事務手続き要領」等の制定と徹底  
少額契約の具体的手続きを示した要領を新たに作成し、各手順における手続きを具体化して周知することによって契約担当部署の適正な手続きを徹底する。また、法令遵守、不正防止に関する重要事項を取りまとめた「遵守事項」を社内に広く周知する。

②少額契約の概算金額の算定等にかかる手順の適正化  
少額契約の発注に係る概算金額の算定や仕様の作成方法の要領を制定して、業務の標準化を図る。

③契約代行者権限の見直し  
契約権限と施行権限を有する者が同一となるケースが生じないように、事務所の契約で50万円までの契約権限を認めている総務課長の職権を上位職の副所長に変更する。

## （3）実用性の高い取引業者リストの拡充

①近隣自治体等の業者名簿を活用して取引条件に見合う業者を追加  
見積徴取業者の選定を契約担当部署が自ら迅速に行うことを可能とすべく、国や近隣自治体等の業者名簿を活用し、当社の調達予定品目や取引条件等を明示した上で取引希望者を広く募り、実用性の高い取引業者リストを整備する。

②業者提出書類の合理化  
事業者にて作成を求めている書類を点検し、必要性の低い書類は廃止、簡素化するなど、発注者・受注者側双方の事務負担を軽減し取引業者の拡大を図る方向で契約内容に見合った事務手続きを検討する。

#### (4) 完了検査の的確な実施

施行担当部署以外による納品・完了検査の実施、業務の完了を確認できる写真等の添付、検査確認書面への検査日・検査方法の明記、検査員・検査責任者の押印等により完了検査の的確な実施を徹底する。

#### (5) 事後チェックの強化

##### ① 上部機関における少額契約のチェック

少額契約について、発注時期や内容、契約額、受注業者、契約方式、見積参加業者等の契約実績を記録整理した一覧表を事務所単位で作成し、上部機関である支社において審査する。

##### ② 少額契約の契約実績一覧を入札監視委員会で審議

少額契約実績を記録整理した一覧表を、第三者の有識者で構成する入札監視委員会で審議する。

#### (6) 契約・施行担当者への教育指導の徹底

##### ① 定期講習会、契約事務新任者向け講習会の実施

契約事務新任者の配属時における講習会を実施し、人事異動があっても適正に業務が継続されるよう指導する。

##### ② 本社、支社契約担当による事務所への事務点検・事務指導の実施

再発防止策の確実な実施をチェックするため、全事務所を対象とした定期的な事務点検・事務指導を実施する。

#### (7) 新たな契約手法の導入等による業務の合理化

##### ① 少額契約の単価契約・一括契約への集約

発注規模は契約金額全体の約1%にすぎないが、件数では全体の約93%を占める少額契約を集約化し業務の低減・効率化を図るとともに、集約した契約については一般競争などより透明性・競争性の高い契約方式に移行させる。

##### ② 10万円以下の契約での業者選定の効率化

10万円以下の契約で認めている1者見積りの業者選定に関して、調達予定品目ごとに価格や利便性等の優位性を確認し、優位性が確認された指定品目については、資格審査委員会の審査により決定した事業者から一定期間（3ヶ月程度）継続して調達することを認める。

③緊急特命契約の範囲と手続きの明確化

緊急に契約しなければお客様はじめ関係の皆様の安全性、利便性が損なわれる恐れのある業務について、1者見積りを認める範囲と契約手続きを明確化して円滑な運用を図る。

④ネット通販、リバースオークション等の導入

契約担当者が業者選定に直接関わらない新たな契約手法として、ネット通販、リバースオークション等の導入を検討する。

(8) 取引先等への取組等の周知

①ホームページ、掲示板での周知

当社ホームページ、事務所の入札公告等掲示板において、今回の不正事案とその再発防止策の内容を掲示し、事業者に対して不正防止への協力を求める。

②見積方通知等での周知

少額契約の見積競争で見積方通知を行う際には、見積りに関する不正行為を禁ずる書面を添付することに加え、見積書は不正行為をしていないと誓約した上で提出するよう義務付ける。また、契約に際し不正があると疑われる事象に接した場合は当社に通報することを要請する。

5. 適切な廃棄物処理手続きの遵守

(1) 「産業廃棄物適正処理事務要領」(仮称)の制定等

廃棄物処理法の概要、排出事業者の責務、廃棄物処理業務委託契約のあり方、マニフェストの回収等による処理状況の確認、社内での点検体制構築等について定める「産業廃棄物適正処理事務要領」を制定し、廃棄物処理法の遵守を徹底する。

(2) 産業廃棄物の適正処理に関する講習会の受講等

廃棄物処理業務委託契約に係る全社員を対象に、順次、外部機関が実施する廃棄物の適正理処理に関する講習会を受講させる等により、人事異動の状況にかかわらず担当者に適切な法令知識を保持させる。

6. 推進計画の実施状況及び実効性の定期検証

(1) 各推進本部によるモニタリング【再掲】

各コンプライアンス推進本部はコンプライアンス推進計画の実施状況及び実効性を自ら毎年度、定期的に検証した上で、支社コンプライアンス推進本部、事務所コンプ

ライアンス推進本部は、それぞれ本社コンプライアンス推進本部、支社コンプライアンス推進本部へその結果を報告する。

(2) 再発防止検討委員会による評価審議【再掲】

本社コンプライアンス推進本部は全社のモニタリング結果をとりまとめた上で、本再発防止策部分について再発防止検討委員会に報告し、再発防止検討委員会の評価審議を受ける。

(3) コンプライアンス委員会による評価審議【再掲】

本社コンプライアンス推進本部は全社のモニタリング結果をとりまとめた上で、上記(2)の本再発防止策部分に係る再発防止検討委員会での評価審議結果と当社としての対応方針をあわせて、コンプライアンス委員会に報告し、コンプライアンス委員会の評価審議を受ける。

(4) 厳格な内部監査の実施

コンプライアンス推進計画への取り組み状況について、本再発防止策に重点を置いた厳格な内部監査を実施する。